

第428回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年7月6日（水） 午後2時00分～

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	赤 穴 泰 博 委員
	小 林 友 則 委員
	通 山 和 史 委員
	濱 島 清 史 委員

労働者代表委員	河 村 裕 幸 委員
	倉 重 里 加 委員
	富 田 博 之 委員
	山 本 章 宏 委員
	横 山 崇 委員

使用者代表委員	阿 野 徹 生 委員
	奥 田 宏 委員
	坂 本 竜 生 委員
	嶋 本 健 児 委員
	中 村 眞 佐 子 委員

事 務 局

労働局長	名 田 裕
労働基準部長	田 村 裕 之
賃金室長	上 田 竜 夫
室長補佐	大 塚 智
監察監督官	有 田 臣

4 議 題

(1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について

- ①山口地方最低賃金審議会運営規程の改正について
- ②山口県最低賃金の改正決定について（諮問）
- ③専門部会の設置について
- ④審議会の日程について

(2) その他

○室長補佐

大変お待たせいたしました。

皆様、大変お疲れ様でございます。

本日は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により審議会を公開といたしております。傍聴の希望の方が13人であることをご報告させていただきます。

それでは、傍聴人の方を、ご案内させていただきます。

【傍聴人入室】

○会長

ただいまから第428回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、定足数についてご報告してください。

○室長補佐

本日の審議会は、公益代表委員の田中委員がご欠席です。

したがって、欠席委員は1名であり、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上、または公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の各3分の1以上の出席を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○会長

傍聴人の方にはお願いですが、お手元に配布されている「審議会傍聴にあたっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いします。

次に、本日の署名委員は、労働者側を代表して倉重委員、使用者側を代表して坂本委員にお願いします。

それでは、議事に入ります前に、委員に異動がありましたので、改めて委員のご紹介を事務局からお願いします。

○室長補佐

お手元に配布しております資料No.1の第56期山口地方最低賃金審議会委員名簿をご覧ください。名簿記載の順にご紹介をさせていただきます。

それでは、公益代表委員の赤穴委員、小林委員、それから田中委員ですが、本日は欠席でございます。それから通山委員、濱島委員です。よろしくお願いします。

続きまして、労働者代表委員の河村委員。なお、河村委員は長川委員の後任となります。それから、倉重委員、富田委員、山本委員、横山委員です。よろしくお願いします。なお、横山委員は藤田委員の後任となります。

続きまして、使用者代表委員の阿野委員、奥田委員、坂本委員、嶋本委員、嶋本委員は国重委員の後任となります。それから中村委員でございます。

○会長

続いて、事務局にも異動があったので、ご紹介いたします。

○室長補佐

本年度、事務局に異動がありましたので、ご紹介いたします。

山口労働局長の名田です。労働基準部長の田村です。賃金室長の上田です。賃金室監察監督官の有田です。それから、私、賃金室長補佐の大塚です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

では、議事に移ります。

まず、議題1(1)の「山口地方最低賃金審議会運営規程の一部改正について」です。

改正内容、理由等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、資料No.2の「山口地方最低賃金審議会運営規程（改正案）」をご覧ください。改正点は2点ございます。

1点目は1頁から2頁にかけての第4条第1項、第2項の追加された朱書き部分になります。読み上げますと、「会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。」2項は「テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び3項に規定する会議への出席に含めるものとする。」となります。

5条第2項及び3項につきましては、会議の開催や議決が可能となる出席割合が記されておりますが、テレビ会議システムで出席された場合には、この法令上の出席としてカウントされるということでございます。

2点目の改正点ですが、2頁の第7条の議事録の作成についてです。

これまでは、会長及び会長の指名された委員2名に議事録への署名をお願いしておりましたが、今後は委員の指名や署名をお願いすることは必要としないとするものです。

ただし、テレビ会議システムにかかる現状ですが、合同庁舎内で行うには、ネットワーク環境が整ってはおらず、当該環境が整い次第、いつでも対応できるように、規程の整備を行うというものです。

また、議事録への押印廃止に伴う今後の対応についてですが、議事録については、メールにより出席委員全員に確認を行っていただく予定としております。

なお、これら2つの改正事項については、当局で事務運営している「山口地方労働審議会」においても、同じ内容で規程を変えているところです。

以上、これらの改正点につきまして、山口地方最低賃金審議会運営規程第10条に基づき

改正案を提示いたしましたので、よろしくお願いします。

○会長

ただいま、事務局から当該規程の改正について説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。

○山本委員

この改定については全然反対ではありませんが、確認させていただきたいのは「このシステムはいつ頃に導入される予定なのか。」ということです。今このコロナ禍で自覚症状はなくても、濃厚接触者になったりとか、家族が感染してしまった場合に出席自体が難しくなるために備えてきているはずなのに、いつ使えるのかわからないということになれば、これは急ぐべきではないかなということが一つです。

それからもう一点、これは出席という扱いになるはずですが、これを使った場合、採決の参加も大丈夫だということですよ。

○賃金室長

はい。当然そういうことになります。

○山本委員

是非それは早急になんとかしていただくか、もしくはここができないのであれば、県庁など場所を変えてやれることができるのであれば少しそういった対応をしていただきたいと思います。今の実態に沿ったやり方を検討していただいたほうがいいのかと思います。よろしくお願いします。

○賃金室長

これについて、いつ環境改善がなされるかについては、申し上げることができませんし、予定もたっていないところです。

コロナ感染者がどんどん増えている状況でもあり、確かに早急に対応しなくてはいけないということはそのとおりだと思います。

○山本委員

可能性として、ここにいる多数の人がそういう状態になってしまったときに、この審議会が開けなくなり、最低賃金が決められなくて実際に最低賃金近傍の人達に迷惑がかかるという状況も十分考えられます。

○賃金室長

確かにそのとおりだと思いますし、そのへんを考慮して本省の方へのお願いもいたします。

○山本委員

強くお願いします。

○賃金室長

はい。

○会長

はい。お願いします。

○阿野委員

今に関連してですけれど、最後に附則で施行期日が〇〇〇〇日から施行する。と、ここはこれが議決されたら、施行された日を記載することになると思いますが、今のご説明でシステムがまだ使えないとなれば、よく法律で書き込むのは、別紙の定める日とありますが、例えば3年以内に施行するとか、そういう保険をかけたような記述方法があると思うのですが、今日の日付で今日から施行するとなつて、ただしシステムが先ほどの説明で使えないとなれば、施行期日はどういうふうにお考えでしょうか。

○賃金室長

施行期日は本日ということで、決議がなされたなら、その日を入れさせてもらおうかなと思っています。

ちなみに、地方労働審議の方も同様に決議がなされた日を施行日としていますので、それにならった形で日にちを入れさせてもらおうかなと考えているところでございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○奥田委員

しつこいようですが、環境の目途が立っていない状況で施行して、「委員がこうなっているから出席させてくれ」ということになったらどうするんですか。

○賃金室長

テレビ会議システムを使ってということですか。

○奥田委員

そうです。この運営規程を変えるということは、そういうことを要求する権利があるということになるのですが。

○賃金室長

そうですね。

○山本委員

逆にどう考えたらいいいのか、どう判断したらいいのかですよ。内容自体は理解できるんですが。

○賃金室長

外部会議室を借りてシステムが整っている所でやればできるということも確かにあるんですが、ただ合庁で会議をやりたいというところも理由にありますので。

○山本委員

ほかの会場でやるということが目的ではなくて、しっかり全員が出席ということを審議していくことが目的であれば、県庁でやってもいいのではないかとということです。

○賃金室長

そうなる、外部会場も考えながら出席率を高める方に考えた方がいいのではということですよ。確かにその通りになります。

○会長

この点いかがいたしましょうか。これ自体はいいのですが、実効性の問題ですね。もしコロナによりオンラインで参加させてくれと、委員の方からの要望で、それでまだできる状態ではないといった場合にどうするかということですが、8月に本格的に審議が始まるわけですので、なるべく早く対処してもらいたいです。

○賃金室長

今年度中には難しいと思います。

○山本委員

それでしたら、整った時点で提案された方が、当然ここに書かれてたら求めると思います。自分の用事だったら別ですが、コロナは出たくても出れない状況になってしまうので。

○賃金室長

「規程を変えても実際にテレビ会議ができないのでは意味がない」ということですね。

○山本委員

それであれば、準備が整った時に来年度きちんと提案されたらどうですか。

○会長

今のご意見をどう思われますか。整ってから再度お諮りをするということなのか、この時点でこれはご承認いただいて、それで実際にできるのはシステムが整ってからということにするのか。どちらかだと思うのですが。

○山本委員

施行日が入れないということですが、入れられないというのは運用のしようがないですよ。いつから始めるのかわからないのに、文言だけ決めましたと言っても、始まっているのか、始まっていないのかわからない状況では。

○労働基準部長

ここですが、できる規程ということで申し上げますが、例えば委員のご指摘で場所を変えるというお話もありました。次回の7月29日は、こちらの会場で行うようにしていますし、以降のすべてについても、合同庁舎を予定していることにしているところですが、ひょっとしたら、この会場が使えないとか外の会場が借りられるとか、あるいは委員の皆さんの出席が芳しくないなどになった場合など、いろんなことを考えておかなければならないんです。その場合の備えとして、今日決めておかないと、それができないんです。まずそれが一つ。

それと外部の会場のことですが、実は言いにくいのですが、予算というのがありまして。県庁の場合でしたらわからないのですが、外部でしたら会場借料費というのが庁費の中に今それほどの予算がついていないんです。ですから、山口局ではここでずっとやっているというのを聞いているところです。今のご意見については外部の会場も柔軟に考えることが必要だと思いますので、予算の要求は事務局としてはしていきたいと思います。

○山本委員

私がイメージしている会場とは別にホテルを借りてくださいとかではなくて、県庁とか既にそういう環境の整った会議室を使えば、例えば労働委員会とかは当然 Web で参加されている方がいらっしゃいますから、環境が整った会議室を借りれば一年中この審議に係るわけではないので、この短期間のところなので、逆にその会場を準備するというところだけを決めてもらえれば、今日これを決めるということはやぶさかでないんです。

○労働基準部長

では、外部の会場を借りるかどうかなどというのは、今、約束はし辛いというところです。

○山本委員

それでは、「実際に決めたら、それ求めますよ」ということになりますよね。

○労働基準部長

そうは言いますが、今日この時点ではまだ整っていませんし、明日も来週も整うことは多分ありません。全国的に今の私共に導入されていますシステムはちょっと古いので、実はこういうものに対応できておりません。

○山本委員

それがあれば、むしろなぜ今決めなければいけないのですか。

○労働基準部長

そこが言いづらいところなのですが、先ほども少し触れたように、ほかの審議会でも規程を変えておりました、他局でも実は変えておりますから、今回お諮りしてはどうかということということなんです。

○奥田委員

ほかの会場を借りても何でもいいんですけど、委員がこれを申し出た時に会長が了解すれば、きちんとそういう場を確保していただけるという約束をしていただければ今日決議しても構いませんが。

○労働基準部長

そうしたいんですが、なにぶん。

一応お諮りですから意見を踏まえて、通らなければ通らなくて仕方がないところです。

○山本委員

じゃあ、その状況の中で判断を求められたらいいんじゃないですか。

○労働基準部長

これを決定しますということではないんです。むしろお諮りしているところです。正直うちのシステムは古いのでなかなか対応が難しく、来年度から導入ということも私共では約束ができません。

会場のことにつきましては、今のご意見もあったので、それを踏まえて善処はしなくてはいけないと思っています。

○山本委員

では今の状況では議論しても無駄なので、皆さんで採決をとるとか判断を求められた方がいいではないですか。

○会長

ただ採決を諮ってよろしいのか、どうかということですが。労働局側としては、ほかの労働局も規定の改定をしているので、山口局でも改定をしたいとのことです。

○山本委員

何の理由にもなりません、他局が決めているからここで決めなくてはならないって、そんなことで私達はやっているわけではないです。

今この説明の条件の中で決める意味があるのかないのか。ということで、それぞれが意思表示をされたらいいのではないかと思うのですが。

○会長

なので、採決に関しては賛成か反対か、あるいは。

○山本委員

時期尚早ということではないですか。ただ反対ということではなく。今決めることではないということです。

○労働基準部長

そうしましたら、テレビ会議のところについては時期尚早ではないかというご意見もありました。

第7条の部分の署名のところですが、「これについても無理だ。」ということになれば否決になるのかなど。例えば、「4条は認められないけど7条についてはこの改正でいいよ。」ということのお話と、それから「今回、両方とも改正してもいいよ」という今回は3つがあると思うんですが、そのへんどうでしょうか。

○会長

はい、7条に関してご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

はい、異議なしということで、7条に関しては結構です。

では、4条に関してですが、議論するのかこのままにしておくのか。

○赤穴委員

今日までに決めなかったら、規程の改廃というのは10条に審議会の議決に基づいてとあるので、来年の審議会までは決議できないということになるのですが、それはそれでよろしいんですか。

つまり、これがたとえ改定したとしても、不都合があるというのは特に今と変わらないわけなんですよね。委員の方には権利というか「テレビ会議に参加できる」という文言が入ったので要求ができるということですよ。ただいつの段階で予算が取れたり、ほかの会議

室で算段がつくようになるかもしれないというわけですね。もしそれができた時に、これが改定されていなかったら、これは結局できないわけですよ。委員の出欠席は会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システムでの出席ができるということになっていますので。必ずしも委員が要求しなくてははいけないという文言にも読めないで、それであるのであれば、ここでこの議論をするよりは一旦は改定を認めたいと、事務局の方には、なるべく速やかに対処をしてもらいたいという留保条件を付けるなりした方が建設的ではないかと思うんですが。

○会長

今の赤穴委員のご意見についてですけれど。

○山本委員

でも、これを決められないことによって環境整備を急がれるのではないかと思います。「よそをみて早くしなくてははいけない」と思えば、「早く環境を整えなきゃ山口が取り残されていく」と思えば、その環境を急がれると思うので、私はそういう効果があると思うので、別に建設的ではない意見を言っているつもりではないのですが。

決めておけば、別に来年になるかなと、それで進んでいくかもしれないけど、今日ここで決められなかったということは環境整備を整えてからではないと、これは改正できないんだというふうに局の方が思われるので、環境整備を急がれるはずですよ。ずっと1年も2年も山口局だけ改正できないという状況においておくわけにはいかないでしょう。

○赤穴委員

ただ、これだけ意見が出たわけで、それを労働局の方が無視して置いておくことはないと思います。

○山本委員

1か月とか特定最低賃金専門部会に間に合うとかであれば、私も承知しますが。「もう今年度は無理だろう」っておっしゃっているのであれば、もう来年度でいいのではないのかなと思うのです。決めるということは、それなりに重たいものを決めていると思っているので。

○会長

いかがでしょうか。これまで出た議論で採決しますか。それとも、もう少しご意見を伺った方がよいですか。

○奥田委員

もう出尽くしたので採決をされた方がいいのではないのでしょうか。

○坂本委員

最初、阿野委員が言われたんですが、施行日の話なんだと思うので、○月○日から施行するところは、但し書きで、「この委員の出欠席のテレビ会議のところについては、その環境が整ってから」など、適当な文言はわかりませんが、それを付け加えたらどうでしょうか。

そういう形でどうでしょうかという提案です。

施行日についての書きぶりでそこは処理できないかということですが。

○通山委員

例えば、本日なら本日とした上で、但し書きのような形で、要は実際に実行できる日と連動させるというご主旨ですね。

○奥田委員

すみません。議論してもあまり議論する価値があるのかということですが。

今日の意見を踏まえて、事務局の方で検討されて、次回の本審に出されたらどうでしょうか。

今日、無理やりいろいろな議論のある中で採決しなくても。

○会長

議会の冒頭にもう一度出すというご意見もあるんですが、今、採決した方がいいでしょうか。

○会長

今、採決をすとなれば7条の方は改正どおりとし、4条の方を改正したうえで、期日について、「施行に関して状況が整ってから」の文言を付け加える。

○山本委員

「その文言を次回きちんと整理されてから、もう一度提案をされたらどうでしょうか。」ということですが。ここで何となく、それとなくいけるかどうかわからない状態で決めるのではなくて、もう一回戻してそれをきちんと確認をして、「この文言だったらいかがですか。」という形で提案してもらえたらいいのではないかと思います。

○会長

次回ということによろしいでしょうか。

○労働基準部長

そうしますと、今日7条も含めて次回に改めてということになるのか、7条は今日確認いただいて、いわゆる施行する日付は今日の日付にして7条だけを変え、4条については次回になるのでしょうか。

○会長

7条については異議なしということですので、7条を変えて、4条に関しては改めて次回にお諮りするということによろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

○会長

はいそれでは、第7条の方はご異議がないようですので、山口地方最低賃金審議会運営規程の一部改正について、改正案のとおり7条は議決することとします。

なお、改正案の施行期日は本日とします。これにより、冒頭、倉重委員、坂本委員に議事録の署名をお願いしておりましたが、署名は行わないこととしますので、よろしくお願ひします。

第4条に関しては次回改めてご提案させていただきます。
よろしいでしょうか。

○横山委員

1点要望がありまして、運用面に関することです。第4条の件で、テレビ会議システムを導入することですが、お話を聞く限りでは、zoomやwebexとか安易な感じではないというふうに聞こえますので、多分高貴なシステムだと思うので、導入されるのはよろしいですが、委員側がそれに簡単に入れるシステムに構築して頂かないと、テレビ会議システムも各企業さんにもなかなか1台あるかないかなのでしょうから、セキュリティの関係上でも難しいと承知しますが、委員の方が入りやすいようなシステムを考えてもらえたらと思います。

よろしくお願ひします。

○賃金室長

はい、わかりました。

○会長

ただ内容的には、web会議システムでのzoomとかwebexなどを使うことを想定していると思うのですがいかがでしょうか。

○賃金室長

その点はまだはっきりしていません。一応考えているところだとは思いますが。

○横山委員

多分そういうシステムだったら簡単にできると思います。これで時間がかかるといわれ

るのであれば、違うものを想定されているだろうなと思いますよね。

○山本委員

私もzoomのことを言っているんだらうなと思ったのですが、そうでないのであればどうして環境を整えるのにそんなに時間がかかるのかなと思ったんです。でもここで整えても、私達が持っていなければどうしようもないのですが。

○賃金室長

そうですね。そのへんもう少し整理してお示しします。

○会長

それでは、議題1(2)ですが、山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から諮問があります。

【会長に諮問文手交】

【手交の後、各委員へ諮問文（写し）を配布】

○会長

山口県最低賃金の改正決定についての諮問をお受けしました。
事務局は諮問文を読み上げてください。

【諮問文を読み上げる】

○室長補佐

山口労発基0706第1号 令和4年7月6日 山口地方最低賃金審議会 会長 濱島清史 殿 山口労働局長 名田裕、最低賃金の改正決定について（諮問） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規程に基づく、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規程に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）、新しい資本主義実行計画工程表及び経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

○会長

続いて、労働局長からご挨拶をお願いします。

○局長

あらためまして、山口労働局長の名田です。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、またお暑い中、当審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいま、令和4年度の山口県最低賃金の改正につきまして諮問をさせていただきました。本年度の調査審議にあたりましては、本年6月7日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「新しい資本主義実行計画工程表」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」へのご配慮をお願いしたところでございます。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、国際情勢の変化と社会課題の解決に向けて、「新しい資本主義」実現に向けた重点投資分野についての基本方針が示され、経済成長と労働者への分配をともに高める「人への投資」が最も重要なものと位置付けられました。

そして、この方針の下、働く人への分配を強化する賃上げを推進することも示されております。

具体的には中小企業に対する事業再構築・生産性向上等の支援を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境整備に取り組むなどにより賃上げを推進することとされました。

最低賃金の引上げについては、「中小企業への支援等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する」と明記されたところです。

委員の皆様方におかれましては、山口県の最低賃金について真摯なご審議をいただきますようお願い申し上げます。

私ども事務局としましては、的確な資料づくりなどに尽力し、円滑な審議が行われますよう努めて参りますことを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○会長

次に、事務局から資料の説明をお願いします。

○賃金室長

賃上げ要求・妥結状況及び経済指標について説明をさせていただきます。

資料No.5(1)の「令和4年 春季賃上げ要求・妥結状況(第2回集計)」をご覧ください。

これは、山口県商工労働部労働政策課が県内の民間事業所の労働組合の5月末日時点における調査結果を発表したのですが、今年の賃金水準にかかる参考資料となります。

上段の「企業規模別」の表をご覧ください。

55組合で妥結した結果となっています。定昇込みによる加重平均の妥結額は5,139円、賃上げ率は1.99%となっています。対前年比で131.3%です。

300人未満についてのみ申し上げますと、加重平均の妥結額は4,509円、賃上げ率は1.91%となっています。対前年比で115.7%です。

同資料には、その他にも「地域別」や「産業別」・「金額階層別妥結状況」の取りまとめがされていますが、詳細はお読みいただくことに代えさせていただきます、省略します。

続いて、全国の賃上げ状況です。

資料No.5(2)の「令和4年春闘 各機関別賃上げ集計状況(加重平均)」をご覧ください。

7月5日公表の連合による集計結果は、妥結額は6,004円、賃上げ率は2.07%です。300人未満組合の妥結額は4,843円、賃上げ率は1.96%です。

5月20日公表の日本経団連による集計結果は、従業員500人以上で妥結額は7,430円、賃上げ率は2.27%です。従業員500人未満の妥結額は、6月10日公表で5,219円、賃上げ率1.97%となっております。

次に、県下の経済情勢です。

資料No.6(1)の日銀下関支店の7月1日付け発表の「山口県金融経済情勢」(2022年7月)をご覧ください。

これは、生計費や賃金レベルにも言及しておりますが、主に事業の支払い能力を示す要素が記載された参考資料と言えます。

「概況としては、県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。短観における企業の業況感は、「良い」超幅が縮小した。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を上回った。個人消費は、下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。住宅投資は、弱含んでいる。設備投資は、高水準横ばい圏内で推移している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きがみられている。雇用・所得情勢は、持ち直している。物価は前年を上回っている。企業倒産は、落ち着いている。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回った。貸出金利は、低下傾向にある。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症、地政学的リスクの動向やこれらに伴う供給制約、原材料価格の上昇等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。」

とされています。

次頁以降には、各項目の説明と経済指標が記載されております。後ほどお読みいただければと思います。

次に資料No.6(2)の財務省中国財務局山口財務事務所が取りまとめた「法人企業景気予測調査結果(令和4年4~6月期調査)」をご覧ください。

これは、企業の支払能力を示す参考資料となります。

1枚目をめくっていただいて、右側2頁目の「調査結果概要」を読み上げますと、

1、景況判断については「下降」の超幅が縮小

・本年4月から6月期の現状の景況判断BSI、これは上昇と回答した企業構成比から下降と回答した企業構成比を減じたものになります。これがマイナス11.0%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

・先行きは、翌期は「上昇」超に転じ、翌々期は「上昇」超幅が縮小する見通しとなっている。

2、企業収益については、令和4年度が増収減益の見込み

・売上高は、製造業、非製造業ともに増収となることから、11.5%の増収見込みとなっている。

る。

・経常利益は、非製造業で増益となるものの、製造業で減益となることから、マイナス7.6%の減益見込みとなっている。

3、設備投資について、令和4年度は増加の見込み。

・設備投資は、製造業、非製造業ともに増加することから13.0%の増加見込みとなっている。

4、雇用については、「不足気味」の超幅が拡大。

・令和4年6月末の現状における従業員判断BSIは36.6%ポイントで、前期の令和4年3月末に比べ、「不足気味」超幅が拡大している。

・先行きは、翌期、翌々期ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

次ページ以降には、詳細が記載されております。後ほど、ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○会長

ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見はありませんか。

○坂本委員

今、説明がありました賃金支払い能力にかかわる統計資料について、従来から思っているのですが、基本的に我々中小・小規模事業者の立場でものを申しますけれど、例えばこの法人統計調査の資料などは一千万円以上の企業のみ対象になっています。実は最低賃金水準の支払い能力しかないのは、それより以下の中小・小規模事業者が非常に多いと思うんです。ですから、そういう規模の中小・小規模事業者の状況、支払い能力に関わる何らかのデータを頂けると最低賃金審議の中での支払い能力の議論ができるのかなと思います。

私共中央会で調査した資料もございしますが、私共の方から出す前に、出来れば事務局の方から色んなものを調べていただいて、賃金支払い能力に関わる本当に必要な、一般的なものだけではないデータを整理して提供して頂けたらと思います。以上です。

○賃金室長

先ほどの局長挨拶でもありましたように、今回はしっかり審議して頂くということで、事務局としても色んな良いデータを揃えるということで努力しておりますし、2回目についてもできる限りそのようなデータを用意していきたいと思っております。

○会長

はい、今後も事務局の方で、生計費、賃金、賃金支払能力に関わる適切なデータをよろしくお願いします。

他に何かございますか。

(質問、意見等なし)

○会長

次に議題1(3)「専門部会の設置について」に入ります。

山口県最低賃金の改正審議を行うにあたりましては、最低賃金法第25条第2項の規程により、専門部会を設置することとなっておりますので、設置することとし、今後、具体的な議論は専門部会に委ねたいと思います。

次に最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項とは、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」という規程ですが、従来、山口県最低賃金審議会ではこの規程を適用しておりません。これについて何かご意見ございませんか。

(「従前のとおりでよろしいです」の声あり)

○会長

昨年と同様に山口地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないことに決定いたします。

次に、議題1(4)「審議会の日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

まず、中央最低賃金審議会の開催予定としましては、6月28日に諮問が行われ、今後は7月12日、19日、25日に目安小委員会が開催され、7月27日に中央最低賃金審議会から目安の答申がなされる予定となっております。

山口県の最低賃金審議会につきましては、今年度の効力発生日を10月1日とした場合、8月5日(金)が答申の期限、そして、異議申立ての締切日が8月22日(月)、異議審が8月23日(火)の午前中が期限となります。

なお、当局の今後の審議日程につきましては、各委員の皆様にご都合を確認して日程をお示したところでございます。皆様におかれましては、日程の確保をお願いいたします。

次に、先ほど設置されました専門部会につきましては、専門部会の委員に任命された方のみの出席となりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○会長

ただいま、事務局から審議会の日程などのスケジュールについて説明がありましたが、ご質問はありませんか。

○阿野委員

先ほど事務局の方から当地方審議会、専門部会の日程調整が行われているというご説明がありましたように、今年度の審議会についても10月1日発効を前提とされているということで、そうなりますと中央最低賃金審議会の目安答申の日程等の関係から今年度の専門部会を含め、大変、昨年に比べまして、より間隔がないというか、詰まった日程になっているところですよ。

昨年はコロナの感染急拡大の状況、或いは経済、企業の影響を取り巻く状況というのが、この地方最低賃金審議会の間においても日々悪化をしてきたという状況があった中で、「過去最大の引上げ幅の発効日を目前の10月1日で本当によいのか」と「適切な発効日を検討すべきではないか」というそういう議論も昨年はあったところですよ。

10月1日の発効を目指して審議をすることについては、全く異論がありませんが、10月1日ありきで十分な議論を尽くせないことは避けるべきだと思います。

昨年の審議段階における経団連からの確認に対して、厚生労働省は「10月中の発効を目指して審議するのが慣例ではあるが、各地方最低賃金審議会において議論がなされ、その結果、合意が得られるのであれば、これにより発効日を決定するのは差し支えない。」というのが厚生労働省から経団連に対して見解が示されております。

また、最近の国の方で議論されている目安制度の在り方に関する全員協議会、これにおきましても「各労働局から地方審議会の各委員に対し文書や説明により発効日は公労使で話し合って、地方で決めるものであることについて、伝えてほしい」という意見も出ているところがございます。

以上の状況も踏まえまして「今年度の審議日程につきましては、今後の審議状況によっては弾力的に対応していくというのは必要だろう」ということを意見として申し上げたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(意見、質問等なし)

○会長

ないようでしたら、議題2「その他」ですが、事務局から何かありますか。

○賃金室長

まず、報告したいことがあります。

今年度、山口県労働組合総連合、全国労働組合総連合中国ブロック協議会、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組及び山口県弁護士会から山口地方最低賃金審議会会長又は山口労働局長に最低賃金にかかる要請書をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

これら要請書については資料No.7として配付させていただいておりますが、主な、中身は

「最低賃金の大幅引上げ」、「全国一律最低賃金制実現」「審議会の公開、委員の選任などの審議会のあり方に関するもの」などです。

次に、当該要請事項の一つになるのですが、今年度の審議会の公開、非公開についてご審議いただければと思います。

○会長

昨年度については専門部会の1回目を公開に変えた経緯があったわけですが、従来から、金額審議を行う予定の本審と専門部会については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることから非公開としております。

本年度はいかがいたしましょうか。

(「例年どおりでお願いします」の声あり)

○会長

それでは、本審、専門部会の公開について、金額審議を行う予定の本審と専門部会は非公開とします。

事務局からその他ありますか。

○賃金室長

それでは、3点、説明させていただきます。

1点目は資料No.8をご覧ください。特定（産業別）最低賃金改正の関係です。

特定最低賃金については、3月に鉄鋼を含む4業種の「意向表明」を受けておりますことをご報告いたします。

特定最低賃金の改正決定に関する「申出」についても既に受理しているところですが、今後、内容を審査のうえ、要件を満たしていれば、次回以降の審議会で、特定最低賃金の改正決定の必要性について、山口労働局長から審議会へ「諮問」をし、委員の皆さんに審議をお願いいたします。必要性ありとなるには、公・労・使の「全会一致」の議決が必要となります。

具体的な金額審議については、特定最低賃金の専門部会の場でご審議をしていただくこととなります。その他、「改正決定の必要性あり」とされた場合には、原則ではありますが、1円以上の引上げが前提となることもご承知おき願います。

なお、当県では、平成14年以来、12月15日が特定最低賃金の効力発生日となっておりますことを申し添えます。

2点目は、本日の審議終了後、「関係労使からの意見聴取公示」と「専門部会委員の推薦公示」を行います。

「専門部会委員の推薦公示」の公示締切日は、7月20日（水）、

「関係労使からの意見聴取公示」の公示締切日は、7月25日（月）といたします。

3点目は、専門部会を含めた審議会の開催案内の通知方法についてです。今までは審議会

長印を押印した案内文を郵送により発送していましたが、迅速性及び確実性を考慮し、次回以降、メールにより通知をさせていただきたいと思います。

以上です。

○会長

ただいま、事務局から3点の説明がありましたが、ご質問・ご意見はありませんか。

○山本委員

資料No.7の各労働団体から出ている要請文の中で、私の記憶違いだったら申し訳ないのですが、団体の代表者の名前が今までは黒塗りになってなかったように思えるんですが、黒塗りになった理由は何かあるのですか。

○賃金室長

これについては、情報公開を意識して、基本的に黒塗りにということにいたしました。

○山本委員

今まで名前を出す状況だったのが、その点変わったのですか。

○賃金室長

変わりました、各団体さんには了解を得ています。

○山本委員

よくわからないですけど。まあいいです。

○奥田委員

2点ほどあります。

開催案内をメールでということなんですが、非常に結構なことだとは思いますが、正式文書はあるんですか。私共も出席などの意思決定をしなければならないので。

○労働基準部長

添付をいたします。

○奥田委員

私も4年目になっていささか言い疲れたんですが、何度も言って皆様には大変申し訳ないんですが、地方最低賃金審議会は法律にもありますように3要素に基づいて決定すると。これ以外にはないんですね。時の政府の政策に関しては中立的でないといけないと、私共は委員として自負しておりますので、局長さんは全国一律にこういうふうな表現をせざるを得ないということは理解しますが、是非会長さんにはその趣旨を踏まえて、あくまでも3要

素に基づく審議をしていただくということをご要望しておきたいと思います。

○会長

はい、3要素に基づく審議をするべきだ。ということですね。

それからもう一つは郵送の案内がメールになるということで、それに合わせた対応ということですね。

○賃金室長

はい。

○会長

次に、説明のあった意見聴取公示について、意見書の提出があった団体から、意見陳述の申込みがあった場合には、今年度においても、次回の本審議会において意見陳述を行うことといたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○会長

それでは、今年度においても意見陳述を実施することとします。

なお、意見陳述の時間は、従来から全体で20分以内、質疑時間を含め、合計30分となっていますが、いかがでしょうか。

(質問、意見等なし)

○会長

はい、それでは意見陳述の時間は従来どおりといたします。

○阿野委員

当審議会から労働局長に提出する答申書に関して、発言させていただきます。

昨年の審議会におきまして、「専門部会の審議経過と、労使の意見がまとまらなかった場合等に示される公益委員見解を、中央最低賃金審議会にもあるように、きちんと答申文に記載もしくは、答申文に添付するという形とすること」を労使双方で強い要望として表明し、会長からも検討していくという発言をいただいております。

事務局におかれましては、他県の審議会の答申書等も参考にされながら、今年度からの対応として、ご準備いただきますよう改めてお願いをしたいと思います。

○会長

はい、その件に関しては答申書において審議経過、公益委員見解を添付するという
ことで、改めて公益委員の方で議論したいと思っております。

よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

○会長

以上で、本日の議事は終了いたしました。

他になければ、これをもちまして閉会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上で第 428 回山口地方最低賃金審議会を閉会とします。

皆様お疲れ様でした。